

特定施設関係の規制区域と規制基準

<騒音>

区域	時間				都市計画法に基づく用途地域
	昼間 午前8時 ～ 午後7時	朝・夕 朝 夕		夜間 午後10時 ～ 翌日午前6時	
		午前6時 ～ 午前8時	午後7時 ～ 午後10時		
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル	第1種低層住居専用地域	
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	
第3種区域	65デシベル	65デシベル	50デシベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	
第4種区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル	工業地域	

(平成17年9月30日鳥取市告示第324号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

<鳥取県公害防止条例による深夜騒音>

【全ての事業場等からの騒音及び拡声機を使用する場合の騒音】

区域	時間		都市計画法に基づく用途地域	
	午後10時～翌日午前6時			
第1種区域	45デシベル	45デシベル	第1種低層住居専用地域	
第2種区域			第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	
第3種区域			50デシベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第4種区域			65デシベル	工業地域
	45デシベル	45デシベル	工業専用地域、臨港地区内の 分区及び工業のための埋め立 て地以外の地域	

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

<振動>

区域	時間		都市計画法に基づく用途地域
	昼間 午前8時 ～ 午後7時	夜間 午後7時 ～ 翌日午前8時	
	第1種区域	60デシベル	
第2種区域	65デシベル	60デシベル	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

(平成17年9月30日鳥取市告示第321号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。